解散公告（第三回）

当土地改良区は、土地改良法第六十七条第二項の規定に基づき平成二十七年九月二十四日付けで兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

兵庫県加東市社五〇番地

清算法人東条土地改良区

清算人代表　小池　敏

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年十月十五日解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

福岡市東区舞松原二丁目一〇番三三号

医療法人安部整形外科医院

清算人　安部龍太郎

解散公告（第三回）

当基金は、平成二十七年九月二十八日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年十月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

鹿児島県鹿児島市中央町九番一号

鹿児島県トラック事業厚生年金基金

代表清算人　鳥部　敏雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道留萌市大和田三丁目四三八番地、最後の住所北海道夕張市南清水沢一丁目五五番地一　被相続人　亡　渡邊　明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

北海道留萌市花園町二丁目二番一三号信和商事ビル二階四号室オロロンひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　成田　騎信

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県石巻市小船越字的場五番地、最後の住所宮城県石巻市不動町一丁目一二番一―二一〇号　被相続人　亡　山内　伸一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

宮城県石巻市日和が丘一丁目七番七号

相続財産管理人　小泉　清則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字三城潟一〇一八番地、最後の住所福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字家北七七二番地一　被相続人　亡　二瓶　昌英

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

福島県会津若松市滝沢町三番一七号サトウコーポ二〇一

相続財産管理人　川島　康司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県南相馬市原町区本町一丁目一〇一番地、最後の住所福島県南相馬市原町区高見町二丁目七〇番地特別養護老人ホーム福寿園　被相続人　亡　上浦タツイ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

福島県相馬市中村字桜ヶ丘五六―一ＴＫウェルネス桜ヶ丘二〇二号相馬ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平岡　路子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県耶麻郡猪苗代町大字三ツ和字三城潟一〇一八番地、最後の住所福島県耶麻郡猪苗代町字程塚二七八九番地特別養護老人ホーム咲楽の里　被相続人　亡　二瓶　光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

福島県会津若松市鶴賀町七番一五号

相続財産管理人　司法書士　水戸　篤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市湊町大字原字家ノ東七〇番地、最後の住所福島県会津若松市馬場本町一番二八号　被相続人　亡　五十嵐まるみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

福島県会津若松市追手町三番一六号一之丁ビル

相続財産管理人　弁護士　一ノ瀬美枝

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市谷田部二九九五番地、最後の住所茨城県つくば市谷田部三〇三五番地　被相続人　亡　東郷みち子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

茨城県つくば市東新井二番地一ＫＭＳＳⅡ四〇二号室井出法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井出　晃哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県仙台市若林区東七番丁一六〇番地、最後の住所埼玉県富士見市鶴馬三丁目一二番一一号　被相続人　亡　佐々木貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

埼玉県富士見市鶴馬二六〇五番地一〇えり美ビル二階あおい総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　平岡　直也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区下馬二丁目一五〇番地、最後の住所東京都世田谷区下馬二丁目一四番七号下馬マンション　被相続人　亡　藤森　一朗

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

事務所東京都港区赤坂二丁目二番二一号永田町法曹ビル八階八〇二号川西・大沢法律事務所

相続財産管理人　弁護士　川西　秀樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県洲本市本町一丁目七一四番地一、最後の住所神戸市垂水区秋葉台一丁目一一番地の五　被相続人　亡　浅井　芳明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年十月二十三日

神戸市中央区多聞通二丁目四番四号ブックローン神戸ビル東館七階　かけはし法律事務所

相続財産管理人　伊藤　明子